

# 届出製造・修理・販売事業の変更届出に必要な書類等

(その1：住所・氏名等の変更、工場の移転などの場合)

平成30年3月

宮城県計量検定所

## 1 住所変更

(1) 「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」。)

○ 別紙「記載例」参照

○ 必要部数＝製造事業：正本1通、副本2通(以下同じ。)

＝修理事業及び販売事業：正本1通、副本1通(以下同じ。)

(2) 「履歴事項全部証明書」の原本(法人の場合。)又は「住民票」の原本(個人の場合。)

○ 3ヶ月以内のもの

○ 必要部数＝1通(製造事業、修理事業及び販売事業とも。)

## 2 氏名、名称又は代表者の変更

上記1に同じ。

## 3 工場等の所在地、その名称又は箇所数の変更

(1) 「届出書記載事項変更届」(規則「様式第3」)

(2) 「変更の事実を証する書面」(会社のパンフレット、案内状、事業所案内図など)

○ 必要部数＝製造事業：2通

＝修理事業及び販売事業：1通

## 4 検査のための器具、機械又は装置の器物、能力、数量等の変更(販売事業を除く。)

(1) 「届出書記載事項変更届」(規則「様式第3」)

(2) 「基準器検査成績書」又は「JCSS認定事業者校正証明書」の写し

○ 必要部数＝製造事業：2通

＝修理事業：1通

(3) 「基準器貸借契約書の写し」(基準器が貸借関係にある場合。)

○ 必要部数＝製造事業：2通

＝修理事業：1通

※なお、届出者の住所を記載した「返信用封筒」及び「所要額の郵便切手」も提出(同封)して下さい。これは副本1通を、届出者に返戻する際に使用するものです。